

大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕

Basic Plan to Promote
Art and Culture of Yamato City [2nd period]



はじめに

文化芸術は、私たちにとって「心の栄養」といえるものであり、毎日の生活に彩りを添え、人を輝かせる働きがあります。

また、文化芸術を通じた交流は、一人ひとりの心をつないでいくとともに、まちへの愛着と理解を育み、社会全体を元気にしてくれます。

大和市は、こうした文化芸術の持つ力に着目し、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会を実現するため、県内でも数少ない文化芸術振興条例の制定、計画の策定を行い、さまざまな文化芸術事業を展開してきました。

今回策定した「大和市文化芸術振興基本計画〔第 2 期〕」は、平成 23 年（2011 年）3 月に策定した第 1 期計画に続く、本市の文化芸術の振興を図るための新たな道しるべとなるものです。また、平成 28 年度（2016 年度）に誕生する「芸術文化ホール」の事業運営を行っていくうえでの大きな指針となります。

この計画に掲げる目標を達成するためには、市民と行政がともに知恵を出し合い、力を合わせていくことが不可欠です。これからも、相互に連携、協力しながら、私たち、子どもたちの輝ける未来のために、文化、芸術の薫りが満ち、笑顔あふれる大和を創り上げていきましょう。

大和市長 大木 哲

大和市

文化芸術振興基本計画〔第2期〕

Basic Plan to Promote
Art and Culture of Yamato City [2nd period]

目次

Contents

02	計画策定にあたって Introduction
08	第1期計画の取り組みと成果 Efforts and achievement in the first plan
18	文化芸術を取り巻く社会状況等の変化と課題 Changes in the social conditions surrounding art and culture, and future challenges
22	施策目標・具体的方策 Goals and specific measures
36	文化芸術振興の担い手と役割 Promoters of art and culture, and their role
38	モニタリング（計画の進行管理） Monitoring (plan progress management)
40	附属資料 Appendix

計画策定にあたって

Introduction

計画策定の背景・目的

計画策定の基本的な考え方

計画が対象とする文化芸術の領域

計画の期間

計画の性格

計画策定の背景・目的

大和市は、文化芸術の振興を図り、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会を実現するため、平成 21 年（2009 年）12 月に「大和市文化芸術振興条例」を制定し、この条例に基づくプランとして、平成 23 年（2011 年）3 月に「大和市文化芸術振興基本計画」を策定しました。

この間、本市では、「芸術文化ホール」をはじめとする大和駅東側第 4 地区公益施設の整備に向けた取り組みが進み、国においては、平成 24 年（2012 年）に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）（※）」が制定、施行されるなど、文化芸術を取り巻く環境が大きく変化しました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、文化芸術は、心の安らぎと力を与えるもの、地域の絆を深め、明日への希望を与えてくれるものとして、その重要性が改めて見直されてきています。

こうした社会状況の変化等を踏まえ、第 1 期計画の内容を見直し、大和の文化芸術のさらなる発展を図るため、「大和市文化芸術振興基本計画〔第 2 期〕」を策定することとしました。



劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）：

文化芸術振興基本法の基本理念に基づいて、劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図るために制定された法律。

計画策定の 基本的な考え方



大和市文化芸術振興条例には、文化芸術振興の4つの基本理念が示されています。この考えは、本計画の策定や施策を進めるうえでの基本となるものです。

大和市文化芸術振興条例第2条（基本理念）

- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

計画が対象とする 文化芸術の領域



本計画においては、文化芸術の振興に焦点を当て、「文化芸術振興基本法」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財などを対象とします。

また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。

文化芸術振興基本法における文化芸術の例示

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊

その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及び

コンピューターその他電子機器を

利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国

古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱

その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

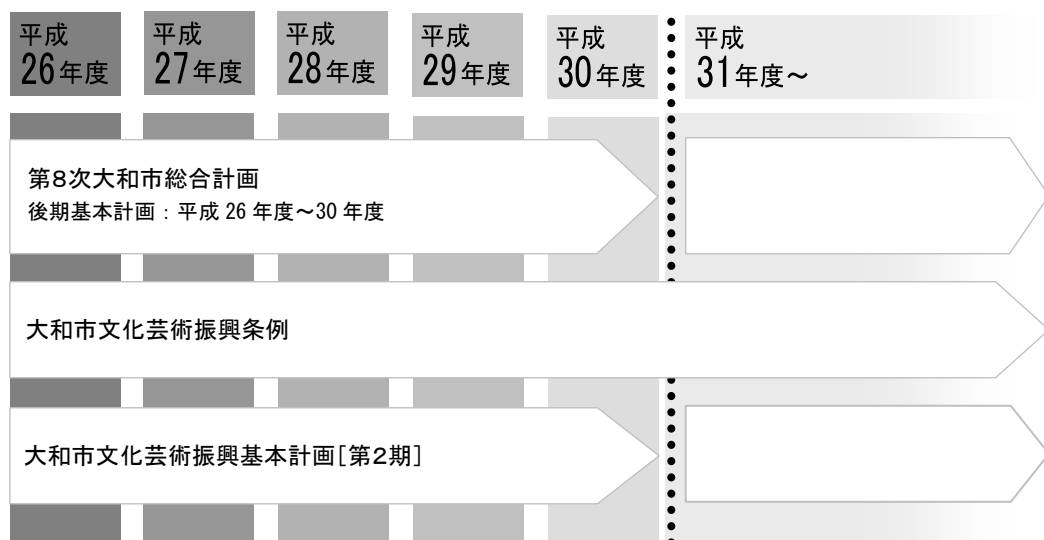
地域における文化芸術：

各地域における文化芸術の公演、展示等、

地域固有の伝統芸能及び民俗芸能、文化的景観

計画の期間

本計画は、最上位計画である「第8次大和市総合計画」の後期基本計画と整合を図り、計画期間を平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間とします。



計画の性格

本計画は、第 1 期計画の考えを継承し、次の 3 つの性格を持ったプランとします。

文化芸術振興条例の基本理念を具現化する計画

大和市文化芸術振興条例は、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示すもので、文化芸術振興の拠り所となるものです。

文化芸術振興基本計画は、この条例に定められた基本理念を具現化するための施策の方向性と実現の方策を示すプランです。



将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる計画です。

文化芸術振興基本計画は、総合計画に掲げられた将来都市像「健康創造都市 やまと」を文化芸術の側面から実現するためのプランです。

市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

大和市文化芸術振興条例には、第 3 条に市民の役割、第 4 条に市の役割をそれぞれ定めています。

文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関わる各主体が担う役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

第1期計画の取り組みと成果

Efforts and achievement in the first plan

やまとコミュニティ音楽館

大和市民芸術祭

やまと子ども伝統文化塾・やまと伝統文化フェスティバル

対話による美術鑑賞

YAMATOイラストレーションデザインコンペ

YAMATO ART100

中央林間手づくりマルシェ

さがみの国大和フィルムコミッション

大韓民国京畿道「光明市」との文化芸術交流

やまと世界料理の屋台村



やまとコミュニティ音楽館

事業開始年度：平成 6 年度（1994 年度）

主体：大和市、コミュニティセンター管理運営委員会

協力：大和市音楽家協会

第 1 期計画施策目標：市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

市民にとって最も身近な施設であるコミュニティセンターで、質の高い音楽を気軽に楽しめるミニコンサート。

大和市音楽家協会の協力を得て、毎年 10 月から 2 月までの期間に開催しているもので、リピーターも多く、時には立見も出るほどの人気の事業です。

クラシックだけでなく、親しみやすい童謡や歌謡曲なども織りまぜ、また、来場者全員で参加できるプログラムを展開するなど、音楽文化の振興とともに、地域のコミュニティづくりにも貢献しています。

【実績】

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
来場者数	1,046 人	1,180 人	1,182 人
開催館数	14 館	14 館	15 館
1 館平均来場者数	74.7 人	84.3 人	78.8 人

【平成 25 年度 (2013 年度) 会場・出演者】

会場	出演者
緑野会館	佐藤紫布・原千尋・小島海治
下草柳会館	河村忍・内木由美子・今村理知
深見南会館	田名網奈央子・福田美樹子・吉野裕子
深見中会館	中畑仁美・渡邊芙美子・西川玲子
柳橋会館	染谷薫・あらい純世・杉浦清美
深見北会館	山下泉・遠藤恵子・金子敦則
南林間会館	なら京子・あらい純世・北嶋恭子
下和田会館	菅沢あぐみ・河村忍・紀伊国屋美智子・長谷川愛子
公所会館	高島菜穂子・西口則子・神村淳子
下福田会館	小田倉紫乃・小方まゆみ・北嶋恭子
桜森会館	河上素子・吉川みちる・小島海治
中央林間会館	サファロバ・グルナラ・加藤大聖・田辺陽子
福田会館	門田あゆ子・渡邊益子・鍋木英津子
鶴間会館	奈良啓子・紀伊国屋美智子・田辺陽子
草柳会館	入佐弥生・齋藤純枝・白川真理

大和市民芸術祭

事業開始年度：平成 14 年度（2002 年度）
 主体：大和市民芸術祭実行委員会、大和市
 第 1 期計画施策目標：市民の暮らしと文化芸術との
 つながりを深める



平成 14 年度（2002 年度）に始まり、平成 25 年度（2013 年度）で 12 回目の実施となった市民の芸術の祭典。市内を中心に活動する団体が一堂に会して実行委員会を立ち上げ、企画から当日の運営に至るまで、すべて手づくりで行っています。

毎年 11 月 3 日の文化の日に、和洋新旧を問わず、さまざまなジャンルの文化芸術が上演、展示され、市民の交流の場として、これまであまり知られていなかった大和の文化芸術を紹介する場として定着しています。



【平成 25 年度（2013 年度）開催内容】

日程	平成 25 年（2013 年）11 月 3 日（祝）
会場	生涯学習センターホール
テーマ	文化と伝統の継承「祭りの昂ぶり」
参加団体	【舞台部門】 福田神社囃子獅子舞保存会（囃子獅子舞：市指定重要無形民俗文化財）・つるま龍鼓会（和太鼓）・新橋連（阿波踊り）・Quinto Suyo（ペルー民族舞踊）・引地台中学校クラシックギター部（クラシックギター）・月見草の会（箏、映像・語り）・丹沢マウンテンボーイズ（ブルーグラス）・森の風人（フォルクローレ）・たいじゅ☆なほ（ヒップホップダンス）chamy gang★（フリースタイルダンス）DS 2（ヒップホップダンス） 【展示部門】 大和盆栽草月愛好会（盆栽）・大和市俳句協会（俳句）・大和美術協会（絵画）・大和華道協会（華道）・大和茶道会（茶道）・大和市書道連盟（書道）



やまと子ども伝統文化塾 やまと伝統文化フェスティバル

事業開始年度：平成 23 年度（2011 年度）
 主体：大和市伝統文化伝承事業実行委員会
 第 1 期計画施策目標：すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

子どもたちが一定期間にわたって伝統文化を体験できる「やまと子ども伝統文化塾」とその成果を発表する「やまと伝統文化フェスティバル」の開催を支援しています。

これらは、市内の伝統文化団体と無形民俗文化財保存会で構成される実行委員会が平成 23 年度（2011 年度）から実施しているもので、敷居が高いと捉えられがちな日本の文化を気軽に、そして楽しく学ぶことができる機会を提供しています。

この事業の目的は、子どもたちだけでなく、家庭や学校、さらに地域で伝統文化の関心を高め、次代の担い手の育成と大和の文化的魅力の向上を図ること。保護者や参加者からは、「礼儀作法が身についた」、「もっとお稽古したい」との声を数多くいただいています。

やまと子ども伝統文化塾

〔実績〕

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
参加者数	124 人	140 人	154 人
教室数	7 教室	6 教室	7 教室

〔平成 25 年度 (2013 年度) 開催教室〕

会場	指導者（団体）
子ども茶道教室	岩本宗翠ほか（大和茶道会）
ジュニア日本舞踊教室	若柳康桜（おどりのわ）
尺八体験教室	奥本林山（大和三曲協会）
ジュニアいけばな教室	保田美智子（桂楓会）
百人一首競技かるた教室	松林健（さがみ野かるた会）
箏体験教室	小柳かおる（大和三曲協会）
古典芸能子ども教室	花柳七生美 藤間紫紀 （大和市古典芸能を楽しむ会）

やまと伝統文化フェスティバル

〔実績〕

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
来場者数	750 人	800 人	510 人

〔平成 25 年度 (2013 年度) 開催内容〕

日程	平成 26 年（2014 年）3 月 15 日（土）
会場	渋谷学習センター多目的ホール
参加団体	【舞台部門】 子ども茶道教室・ジュニア日本舞踊教室・尺八体験教室・ジュニアいけばな教室・百人一首競技かるた教室・箏体験教室・古典芸能子ども教室・福田神社囃子獅子舞保存会（市指定重要無形文化財）・大和琵琶楽会
	【展示部門】 子ども茶道教室・ジュニアいけばな教室・上和田薬王院双盤念仏保存会（市指定重要無形文化財）



対話による美術鑑賞

事業開始年度：平成 23 年度（2011 年度）

主体：大和市、大和市教育委員会、

やまとアートシャベル、認定 NPO 法人芸術資源開発機構（ARDA）

第 1 期計画施策目標：すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

市と市教育委員会では、子どもたちの感性を高め、豊かな情操を養うとともに、観察力や思考力、コミュニケーション力などを育成するため、市立小学校における「対話による美術鑑賞」の実施を進めています。

大和市には公立あるいは大きな美術館がなく、このような自治体が対話による美術鑑賞に取り組んでいるケースはほとんどないため、全国的にも珍しい事例であるといえます。

対話による美術鑑賞は、子どもたちに考えることを促し、さまざまな意見を引き出しながら、芸術作品の見方を深めていくもので、実施にあたっては、専門的な指導を受けた市民ボランティアチーム「やまとアートシャベル」が中心となって取り組んでいます。

平成 25 年度は、市立小学校 19 校のうち 10 校で実施しました。平成 26 年度（2014 年度）は、19 校全校で実施する予定です。

〔平成 25 年度(2013 年度)実施校〕

実施校	会場
大和小学校 （教室授業型）	大和小学校
大野原小学校 （美術館訪問授業型）	大野原小学校 川崎市岡本太郎美術館
中央林間小学校 （教室授業型）	中央林間小学校
下福田小学校 （美術館訪問授業型）	下福田小学校 町田市立国際版画美術館
柳橋小学校 （教室授業型）	柳橋小学校
草柳小学校 （教室授業型）	草柳小学校
引地台小学校 （美術館訪問授業型）	引地台小学校 横浜市民ギャラリーあざみ野
渋谷小学校 （美術館訪問授業型）	渋谷小学校 横浜美術館
深見小学校 （教室授業型）	深見小学校
上和田小学校 （美術館訪問授業型）	上和田小学校 川崎市岡本太郎美術館

※教室授業型：電子黒板等を使用して授業を行うタイプ。

※美術館訪問授業型：教室授業型に美術館訪問を加えたタイプ。

YAMATO イラストレーション デザインコンペ

事業開始年度：平成 23 年度（2011 年度）

主体：大和市、

ドラマティックカンパニーYamato50

第 1 期計画施策目標：文化芸術の振興を

牽引する担い手を育てる



若者の創造活動支援と大和をイラスト溢れるまちに変えていくことを目的に、第 1 期計画に基づく新規事業としてスタートした公募型コンペ。

イラストレーターを目指す全国の若者を対象に作品を募集、雑誌「ぴあ」の表紙を描き続けてきた及川正通氏を審査委員長としたクリエイター 3 名による選考を経て、入賞作品の決定、表彰を行います。

また、入賞者については、大和市のイベントポスターなどを制作するイラストレーターとして起用し、その優れた才能を活かして、日常の生活空間の中で優れたアート作品に触れることのできる機会を創出しています。

【実績】

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
応募者数 (点数)	244 人 (358 点)	295 人 (402 点)	334 人 (443 点)
入選作品展 来場者数	650 人	806 人	811 人

【コンペ入賞者のこれまでの活用実績】

【ポスター・チラシ・パンフレット】

- ・YAMATO ダンスフェスティバルポスター、募集要項
- ・YAMATO ART100 ポスター、パンフレット
- ・大和市文化祭ポスター、チラシ
- ・大和市さくら文芸祭ポスター、チラシ
- ・大和市音楽フェスティバル 2012 ポスター・チラシ
- ・やまと子ども伝統文化塾募集パンフレット
- ・やまと伝統文化フェスティバルポスター、チラシ
- ・福祉作文募集ポスター、チラシ
- ・「福祉の日」の集いポスター、チラシ
- ・救急車適正利用ポスター
- ・議会広報 PR ポスター

【WEB】

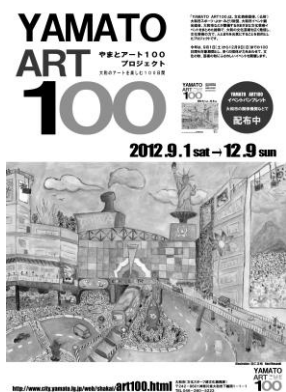
- ・大和市ホームページ検索アイコン

【書籍】

- ・小学校副読本（社会）
- ・小学校副読本（理科）
- ・第 8 次大和市総合計画 後期基本計画書

YAMATO ART100

事業開始年度：
平成 23 年度（2011 年度）
主体：大和市
第 1 期計画実施目標：
大和の文化芸術の魅力を内外に
アピールする



YAMATO ART 100

**やまとアート100
プロジェクト**
大和のアートを楽しむ100日間

2013.9.7 sat → 12.15 sun

「YAMATO ART 100」は、文化芸術団体、（大和市スポーツ・よか・みどり財団、大和市イベント協会、大和市などが開催するさまざまな文化芸術イベントをまとめた総称で、大和の文化芸術を広く発信し、文化芸術の力で、人とまちを元気にすることを目的としたプロジェクトです。

今年は、9月7日（土）から12月15日（日）までの111日間を対象期間とし、多くの団体や力をあわせて文化の秋、芸術の秋にふさわしいイベントを開催します。

※タイトルの「100」には、大和らしい100のものを、100%の力で発信しようという思いも込められています。

**YAMATO ART100
イベントパンフレット**
大和市の関係機関などで
配布中

**YAMATO
ART
100**

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/shakai/art100.html>

Illustration: 松田沙也子 Matsuda Sayoko

大和市（文化スポーツ部文化振興課）
〒242-8601 神奈川県大和市下町1-1 TEL 046-260-52

毎年9月から12月までの秋の100日間に、文化芸術団体、（公財）大和市スポーツ・よか・みどり財団、大和市イベント観光協会、大和市などが、市内のさまざまな場所で、連続的に文化芸術イベントを展開するプロジェクト。

これまで「点」で実施されていた各種のイベントを結びつけたことで、市内外への発信力が強化され、個々のイベント来場者を大幅に増加させることができました。

平成 23 年度の実施以降、参加イベント数は年々増加しており、大和の新しい楽しみ方を市民に提供するものとして定着しつつあります。

【実績】

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
参加団体数	44 団体	50 団体	45 団体
参加イベント数	55 件	66 件	71 件
来場者数	110,041 人	105,484 人	65,092 人

中央林間手づくりマルシェ

事業開始年度：平成 23 年度（2011 年度）
主体：中央林間手づくりマルシェ実行委員会
第 1 期計画施策目標：大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする



「中央林間手づくりマルシェ」は、プロアマ問わず、手づくりの物、アート作品を制作している作家さんたちの販売市。毎年、春と秋に開かれており、「中央林間でフランスの青空市のような目玉イベントを開催しよう」と地元デザイン会社や商店街、自治会関係者、市などで構成する実行委員会が平成 23 年度から実施しています。

会場となる中央林間駅の周辺には、100 以上のブースがずらりと並び、文化芸術を介した新たな観光イベントとして、人の流れを大きく変え、駅周辺、地域の活性化に寄与しています。



〔実績〕

年度	H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)	
	春	秋	春	秋	春	秋
出店者数	100 店舗	158 店舗	131 店舗	143 店舗	139 店舗	139 店舗
来場者数	20,000 人	30,000 人	30,000 人	35,000 人	38,000 人	35,000 人

さがみの国 大和フィルムコミッション

事業開始年度：平成 23 年度（2011 年度）
主体：大和市イベント観光協会
第 1 期計画施策目標：大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

平成 23 年度に「さがみの国大和フィルムコミッション」が、大和市イベント観光協会内に設立されました。映画、ドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、市内での撮影に関する総合窓口として制作会社に対して撮影場所の紹介や手配などを行っています。

これまでさまざまなドラマや映画の撮影が市内各所で行われ、地域経済の活性化、観光資源の発掘、文化芸術の振興に大きな成果をあげています。



〔実績〕

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
作品誘致件数	52 件	60 件	62 件

大韓民国京畿道「光明市」との文化芸術交流

事業開始年度：平成 21 年度（2009 年度）主体：大和市

第 1 期計画施策目標：多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

大韓民国京畿道光明市（くあんみょんし）は、ソウル特別市の南西に位置する人口約 35 万人の都市。平成 21 年度（2009 年度）の海外友好都市提携の締結を機に、さまざまな分野での相互交流が実施されています。

文化芸術による相互交流としては、平成 23 年度に、光明市で開催されたイベントにおいて、神奈川大和阿波おどり振興協会が阿波踊りを披露、平成 24 年度（2012 年度）は、神奈川大和阿波おどりの会場で、光明市立農楽団（※1）による光明農楽（※2）の演舞が披露されました。今後も、異文化の理解と交流を深めるために、こうした取り組みを継続して実施していく予定です。



※1 光明市立農楽団

2010 年 4 月に結成された西部首都圏唯一の市立農楽団。光明農楽の伝統保存とともに、内外への招待公演を通して、光明市のイメージアップ及び地位の向上、伝統文化芸術の底辺拡大に大きく貢献している。

※2 農楽

朝鮮半島に古くから伝わる伝統芸能で、踊りや楽器の演奏を含めた総称。農業の「農」の字が使われていることからわかるように、もともとは豊作の祈願や収穫を祝うお祭りで演奏されたもので、地方ごとにさまざまな農楽がある。

現在も、各地方の農村部において受け継がれており、都市部においては、鮮やかな衣装を纏った農楽隊や音楽は、祭りやイベントに欠かせないものとして愛され続けている。

やまと世界料理の屋台村

事業開始年度：平成 22 年度（2010 年度）主体：大和市

第 1 期計画施策目標：多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

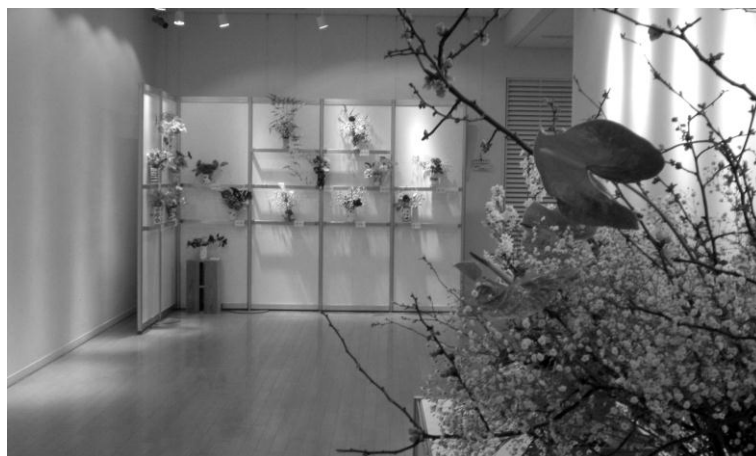


「やまと世界料理の屋台村」は、大和市に多くの外国人が暮らしていることを多くの人に知ってもらい、日本人と外国人がお互いの文化に触れて交流を深めてもらうことを目的に実施しているもの。平成 25 年度は、ネパール・インド料理やペルー料理、ブラジル料理、タイ料理など国際色豊かな屋台が数多く並びました。

ステージでは、民族舞踊や音楽演奏など、趣向を凝らした催しが開催され、身近な国際交流が楽しめる場として、広く市民に親しまれています。

〔平成 25 年度（2013 年度）出店団体〕

- ・タイレストラン リナ（タイ料理）
- ・チャンドラ・スーリヤ（ネパール・インド料理）
- ・ケイミレストラン（ペルー料理）
- ・サポール・ラティーノ（メキシコ・ペルー料理）
- ・総合市場 韓国村（韓国料理）
- ・タコスマイル（メキシコ・アメリカ料理）
- ・ラニー（インド料理）
- ・上海生煎館（中国料理）
- ・ボン・チュロス（ブラジル料理）



文化芸術を取り巻く社会状況等の変化と課題

Changes in the social conditions surrounding art and culture,
and future challenges

東日本大震災後の文化芸術に対する意識の変化

芸術文化ホールの整備

人口構成の変化による影響

東日本大震災後の 文化芸術に対する 意識の変化



平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想像をはるかに超える被害と混乱をもたらし、多くの尊い人命や財産が失われ、また、残された人々の夢や希望も一瞬にして奪い去りました。

この震災の直後から、被災された方々の傷ついた心を癒し、勇気づけようと、被災地はもとより、全国各地で、芸術家や文化芸術団体などによるさまざまな文化的な催しが行われ、その様子が国内外に伝えられました。

こうした活動を通じて、文化芸術は、復興への歩みを進めていくための大きな力になることが改めて認識され、そして、普段の生活においても、人々の心に安らぎや潤い、豊かな心を育むもの、人と人とのつながりを深め、まさに元気をもたらすものとして、文化芸術に寄せられる期待が一層高まりました。

また、今回の震災により、文化財をはじめとする数多くの文化遺産も甚大な被害を受けました。損傷、倒壊した文化遺産の中には、復旧に長い時間を必要とするものや滅失してしまったものもあり、これを機に、自分たちのまちの財産である文化遺産の大切さを再認識しようとする機運が高まっています。

課題

文化芸術と暮らしを結びつける取り組み

文化芸術に対する期待が大きな高まりを見せる中、市内の歴史文化施設や民間文化施設、文化芸術を支える担い手と力をあわせて、文化芸術と日常の暮らしを結びつけるための取り組みをさらに充実していく必要があります。

文化芸術と他分野との連携

文化芸術は、広く社会への波及力を有しており、これまでも教育、観光、地域コミュニティ、国際、福祉など幅広い分野に影響を与えてきました。これを踏まえ、文化芸術の新たな可能性や役割をさらに広げ、社会全体を元気にしていく取り組みが求められています。

文化芸術による交流

文化芸術の交流は、人と人との相互理解を深めるとともに、活動レベルの向上、新たな文化の創出の契機にもなることから、市内外を問わず、さまざまな文化芸術との出会いの機会を増やしていく必要があります。

芸術文化ホールの整備



提供：大和駅東側第4地区市街地再開発組合

文化芸術は、市民の自主的な活動によって発展するものであり、その活動を支える文化施設の果たす役割は非常に大きいものがあります。

昭和47年（1972年）に開館した「生涯学習センターホール」は、市民の文化芸術活動を発表する場として整備され、これまで、文化芸術の振興に一定の役割を果たしてきました。しかし、築後40年を経過したこのホールは、老朽化が激しく、また、音響や照明などの設備機能も著しく低下しており、文化芸術に対する市民の高いニーズに十分応えることができていないのが現状です。

こうした課題に対応するため、現在、本市では、文化芸術の新たな創造、発信拠点となる芸術文化ホールの整備を大和駅東側第4地区再開発事業と一体的に進めています。

新しいホールは、平成28年度（2016年度）の開館を予定しており、これが整備されれば、本市の文化芸術の環境は大きくかつ急速に変化すると思われます。

他方、国においては、平成24年（2012年）6月に、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）が施行され、文化施設の果たす役割、地方自治体の責務等がより明確に位置付けられました。同法では、施設の整備のみならず、施設を取り巻く環境整備にも積極的に取り組むことが謳われており、文化施設の運営のあり方は、今大きな変革の時期を迎えています。

課題

芸術文化ホールの設置目的を実現するための 管理運営の実施

芸術文化ホールは、子どもから高齢者まで、幅広い世代に文化芸術の素晴らしさ、楽しさを伝えるために整備される施設です。この目的を確実に果たすために、同ホールをいかに効果的かつ効率的に管理運営していくかが重要な課題です。

文化芸術に関する情報発信機能の強化

大和市では、文化芸術に関する活動が盛んに行われていますが、これらの情報が市民に十分に行き渡っていないことから、情報を求める人が確実に欲しい情報を得られるよう、情報の収集、発信機能を強化していくことが必要です。

人口構成の変化 による影響



大和市の将来人口の見通しは、今後しばらくは緩やかな増加の状態が続くと予想されていますが、人口の構成については、他都市と同様に、少子化、高齢化の傾向を示しています。

平成 23 年に行われた本市独自の人口推計では、0 歳から 14 歳までの人口の割合は平成 25 年（2013 年）の 13.2%から、平成 30 年（2018 年）には 12.2%へと減少することが見込まれています。

一方、平成 25 年で 21.1%である 65 歳以上の人口の割合は、平成 30 年には 23.5%に増加することが予測されており、このまま推移していくと、市全体の活力の低下につながることも考えられます。

これにより、本市が文化芸術の振興を図るうえで問題となるのは、継承、創造の担い手の減少と活動の硬直化です。

文化芸術は、長い年月をかけて、多くの人々の力によって形づくられていくものであり、受け継いできた文化芸術に、新たな創造を加え、それを未来へ伝えていくという循環が失われたとき、これを取り戻すことは非常に困難となります。

課題

伝統文化の保存・継承に向けた取り組み

大和固有の伝統文化の保存・継承は、地域の住民によって担われていますが、メンバーの固定化や高齢化などの悩みを抱えています。

市民の貴重な財産が失われることのないよう、後継者の育成とともに、記録による保存を行っていくことが急務となっています。

若い世代の飛躍機会の提供

若者が発するエネルギーや創造力は、大和市の文化芸術の発展に欠かせないものです。

次代の文化芸術を牽引する若い世代が、自らの能力を最大限発揮し、さらなる飛躍ができるための場や機会を創出することが必要です。

子どもたちの文化芸術に対する意識の醸成

子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、文化芸術の担い手づくりにつなげるため、文化芸術に親しむ、楽しむ、参加するという意識を早くから育てる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

施策目標・具体的方策

Goals and specific measures

市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

市民の暮らしと 文化芸術との つながりを深める

大和市は、平成 21 年（2009 年）に制定した文化芸術振興条例で、文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることを謳い、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくることを基本理念として掲げています。

この基本理念を具現化するためには、高齢の方や障がいのある方、小さいお子さん連れの方など、すべての市民が文化芸術を楽しむことができ、主体的に活動に参加できるよう、一人ひとりの状況に応じた施策を展開していくことが重要です。

また、文化芸術は、広く社会への波及力を持っており、以前から、教育、福祉、医療など他の行政分野が抱える課題の解決に貢献してきました。

今後は、誰もが生きがいを持って、より豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術そのものの振興とともに、文化芸術と生活分野との連携を一層深めていく必要があります。

平成 28 年度（2016 年度）には、大和市待望の芸術文化ホールが誕生します。

この新たな文化芸術拠点を中心に、文化芸術団体、民間文化施設、芸術家など多様な担い手と連携、協力しながら、市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深めるための取り組みを進めます。



具体的
方策

1-1

芸術性の高い文化芸術を鑑賞できる機会の創出

市民が、喜びや感動を味わうとともに、芸術的感性を磨き、創造意欲を高めていくことができるよう、音楽、演劇、舞踊、美術、映像など幅広いジャンルの芸術作品を鑑賞できる機会をつくります。

具体的
方策

1-2

文化芸術活動への参加を促す取り組みの推進

芸術作品の理解を深めるためのレクチャーコンサート（※）や講演会、演奏・演技・造形などを実際に体験できるワークショップを開催するなど、市民の文化芸術に対する関心や創造意欲を具体的な活動につなげていくための取り組みを進めます。

レクチャーコンサート：演奏家などが音楽や楽器について語り、演奏するコンサート。

具体的
方策

1-3

文化芸術に日常的に触れることのできる取り組みの推進

文化芸術に興味があっても、触れる機会が持てない方、遠方への移動が困難な方に対し、身近な場所で日常的に文化芸術に親しむことのできる機会を提供します。また、芸術文化ホールがすべての人にとって利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザイン（※）の視点を取り入れた取り組みを進めます。

ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、すべての人が快適に過ごすことができる建物、環境、仕組み等をデザインする考え方。

具体的
方策

1-4

市民の主体的な文化芸術活動への支援

市民の主体的な文化芸術活動を促進するため、相談、創造、発表の機会と場を提供するとともに、情報の発信などの支援を行います。

具体的
方策

1-5

文化芸術の力を生活、地域に活かす取り組みの推進

福祉の分野における癒しや生きがいの創出、治療のツールとしての活用、商店街の活性化への貢献など、他の関係機関との連携を図りながら、文化芸術の持つ力を生活分野の課題に活かす取り組みを進めます。

具体的
方策

1-6

文化芸術振興のための財源確保と基金への賛同、協力の促進

文化芸術の振興に関する財源を継続的かつ安定的に確保するため、国、県、公的機関による助成金を積極的に活用するとともに、寄附制度への協力という形で多くの市民、企業に支援いただけるよう働きかけを進めます。

地域の文化を 大切に守り 次代につなぐ

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災の経験は、改めて、私たちに地域に受け継がれてきた歴史や風景が持つ文化の尊さを認識させました。

大和市には、日本の旧石器時代の研究を塗り替えた月見野遺跡群をはじめ、歴史の重みを感じさせる建造物、地域に伝わる伝統行事など、歴史的な文化遺産が数多くあり、市民の貴重な財産として継承されています。また、人と自然との関わりの中で作り出されてきた文化的な景観も残されています。

これらは、大和の歴史と文化を理解するために欠かせないものであり、地域の個性、特徴といえるものですが、日常生活の中に当たり前のように溶け込んでいることから、その価値に気づいていない市民は多くいるように思われます。

大和に息づく地域の文化を守り、大切にすることを意識を醸成し、次の世代に引き継ぐための取り組みを進めます。





具体的
方策

2-1 歴史的資源の保存、継承

市内に存在する歴史的資源を市民の貴重な財産として後世に継承していくため、建造物や工芸品、歴史資料などの文化財の調査、修復、保存を行うとともに、開発行為などに際して埋蔵文化財を調査し、記録を保存します。

具体的
方策

2-2 地域文化を知り、学ぶ機会の創出

大和の地域文化への理解を深めるため、つる舞の里歴史資料館をはじめとする歴史施設だけでなく、学校、図書館などにおいて、これらを知り、学ぶことのできる機会をつくります。また、地域の生活に根ざして発展してきた祭り、年中行事などを伝えていく取り組みを進めます。

具体的
方策

2-3 歴史的、文化的景観の発掘、発信

映画やTV、CMなどの撮影ロケーション地としてのプロモーション、撮影支援を行うフィルムコミッション事業等を通じて、歴史が感じられる街並みや文化的な景観などの掘り起こし、再発見を図ります。

すべての子どもが 文化芸術に親しめる 環境をつくる

大和市で生まれ育つ子どもたちには、文化芸術の美しさ、楽しさ、優しさにできるだけ多く触れ、豊かな感性、人間性を身につけてほしいと考えます。

子どもの頃に出会った感動は、新鮮な驚きであり、成長して大人になっても忘れることはありません。感受性の高い時期に、さまざまな文化芸術に触れる機会を提供することは、文化芸術に対する関心を高めるだけでなく、想像する力や表現力、他者を理解する心を育てるという点からも大切な取り組みです。

また、子どもたちは、次代の文化芸術の担い手として大いに期待されており、文化芸術活動に取り組む子どもを増やすことは、ひいては大和市全体の文化芸術の発展につながります。

将来を担う子どもたちが輝く未来に向かって健やかに成長していけるよう、市民、文化芸術団体、学校、行政が一体となって、文化芸術に親しめる環境をつくります。



具体的
方策

3-1

文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実

子どもや親子を対象とした芸術公演や体験ワークショップ、文化芸術との初めての出会いを提供する「ブックスタート（※）」、美術作品の見方を深めていく美術鑑賞プログラムなど、質の高い文化芸術に触れ、創造する楽しさやコミュニケーションの楽しさが実感できる機会を充実します。

ブックスタート：4か月児健康診査の会場で絵本の読み聞かせを行い、絵本やブックリストなどを配布する事業。

具体的
方策

3-2

子どもたちの才能の芽を育てる取り組みの推進

芸術家の創作過程に触れ、共同で作品を制作していく機会を設けるなど、子どもたちの優れた才能の芽を育て、次代の文化芸術の担い手につなげるための取り組みを進めます。

具体的
方策

3-3

創造活動の成果を発表する機会の創出

子どもを対象としたコンクールや発表会、展示会などの開催及び支援を行い、子どもたちが文化芸術活動を通して、自己表現を行うことのできる機会をつくり出します。

具体的
方策

3-4

子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備

子どもたちの文化芸術に対する興味、関心をより効果的に引き出すために、さまざまなジャンルにおいて子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備を進めます。



文化芸術の振興を 牽引する 担い手を育てる

継承と創造は、文化芸術の重要な両輪であり、この二つが機能して初めて、個性豊かな文化が形づくられます。

大和の文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若者や新たな挑戦をする市民、団体の創造活動を活発にし、文化芸術を先導する優秀な人材を市内に増やしていく必要があります。

特に、若者は、これからの文化芸術の継承、創造の担い手として期待されていますが、その活躍の場はいまだ十分とはいえず、文化芸術に対する創造意欲とエネルギーを存分に発揮できる環境を充実していくことが今後の重要な課題といえます。

また、関係者と調整し、事業全体をまとめるコーディネーター、事業をサポートする運営ボランティアなどは、文化芸術の振興を推進するうえで欠かせない存在であり、引き続き、活動の場の創出を図りながら、人材の確保に取り組んでいく必要があります。

大和の文化芸術を先導しようとする意欲的な市民が、自らの能力を最大限に発揮し、文化芸術の牽引者となるよう、その発掘、育成に力を注いでいきます。



具体的
方策

4-1 若者の創造活動への支援

豊かな才能を持った若者の創造活動の一層の促進を図るため、イラストレーションの分野に加え、音楽、演劇などの舞台芸術においても、創造性を最大限発揮し、ステップアップを図ることのできる機会を提供していきます。

具体的
方策

4-2 伝統文化継承者の育成

無形民俗文化財の保存団体等が行う継承活動を支援するとともに、映像などによる記録保存を進めます。また、子どもたちが、大和の民俗芸能、茶道・華道・日本舞踊などの伝統文化を修得できる機会をつくり、継承者の育成につなげます。

具体的
方策

4-3 文化芸術活動を支える人材の育成

若者、子育て世代、シニア世代など、さまざまな世代が文化芸術振興の主体者として関わっていけるよう、文化コーディネーターやボランティア等を育成し、その活動を支援していきます。また、学生インターンシップを積極的に受け入れ、文化芸術に携わる人材を育成します。

具体的
方策

4-4 文化芸術連合会の活動の強化

市内の文化芸術団体や民間の文化施設等で構成する「大和市文化芸術連合会」を大和の文化芸術を牽引する中心的な団体とするため、体制の強化を含め、活動内容の充実に向けた取り組みを支援します。

具体的
方策

4-5 アーティスト登録制度の整備

市内芸術家の活動、活躍の場の拡充を図るため、市内での公演、講座等の開催に積極的な人材を紹介するアーティスト登録制度の整備を図ります。



大和の文化芸術の 魅力を内外に アピールする

大和市では、市民の主体的な活動により、音楽、演劇、美術、文芸、映像など様々なジャンルの文化芸術イベントが市内各地で展開されています。しかし、これらの情報はいまだ十分に行き渡っておらず、大和の文化芸術の魅力を知っている、感じている人はまだまだ少ないのが現状です。

また、大和市には、歴史的、文化的な価値を有する施設、文化芸術の薫りあふれるホールやギャラリー、ミュージアムといった民間の施設が数多くあり、文化芸術において第一線で活躍する芸術家や団体、文化人も多くいます。

こうした魅力的な文化資源や優れた担い手に光をあて、市内外の人々にはっきりと目に見える形で表現、発信するとともに、漫画やアニメーションなど新たな文化の創造を促す取り組みを進めることで、大和の文化芸術に対する関心、文化的なイメージがさらに高まると考えます。

市民はもとより、市外の人々にも大和の文化芸術の良さを感じてもらえるよう、芸術文化ホールを核として、観光部門との連携、情報発信力の強化を図り、その魅力を内外にアピールしていきます。



具体的
方策

5-1

新たな文化芸術拠点の整備推進

大和の文化芸術を創造、発信する場、市民の文化芸術活動の拠点となる芸術文化ホールの整備を着実に進めるとともに、施設を効果的、効率的に活用するための管理運営の手法、体制を構築します。

具体的
方策

5-2

文化芸術に関する情報発信力の強化

文化芸術に関する情報を集約し、その魅力が伝わるよう適切に編集するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※）やスマートフォン等の携帯情報端末など、新しい情報通信技術の活用も視野に入れながら、幅広い年齢層、多様な言語に対応した情報の発信に取り組みます。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：Facebook や Twitter などコミュニケーション目的のネットワークを提供するサービス及びサイト。

具体的
方策

5-3

大和の文化芸術の魅力を発見できる機会の充実

大和の文化芸術を広く発信し、文化芸術の力で人とまちを元気にすることを目的とした「YAMATO ART 100」を継続して実施するとともに、市内に点在する文化施設や文化財、芸術家のアトリエなどを巡るイベントを開催するなど、大和の文化芸術の魅力を発見できる機会を充実します。

具体的
方策

5-4

多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催

大和の文化芸術の魅力となっている「神奈川大和阿波おどり」や「中央林間手づくりマルシェ」、「渋谷よさこい」などの文化イベント開催を支援します。また、芸術文化ホールを中心とした大規模文化芸術イベントを実施します。

具体的
方策

5-5

文化芸術の振興に寄与した人の顕彰

市内を中心に優れた創造、創作活動を行っている芸術家や、大和の文化芸術の発展に貢献された人を顕彰し、これら文化芸術の担い手とその活動を大和の文化芸術の魅力として市内外へ発信します。

具体的
方策

5-6

未来の大和文化を創出する取り組みの推進

漫画やアニメーションを含むメディア芸術を日本の誇るべき文化芸術と捉え、その一層の振興を図るとともに、これらの持つ魅力を活かし、新たな大和の歴史につなげる取り組みを推進します。

多文化共生社会の 実現を目指し 様々な文化に 親しめる環境をつくる

大和市は、厚木基地を抱え、かつてインドシナ難民の定住促進センターが存在していたこともあり、早くから異なる文化を肌で感じてきたまちです。

現在では、中国やペルー、韓国、フィリピンなど約 70 の国と地域の外国人が生活を営んでおり、これは他市にはない大和の特性の一つといえます。

このように多様な文化と生活習慣が集まる大和市では、日本人市民も外国人市民も生活者の一員として互いの価値観を認め合い、ともに安心して暮らすことができる社会をつくる必要があります。

文化芸術は、私たちの生活において、人と人をつなぐ架け橋となるものであり、言葉の違い、文化の違いを越えたより良い人間関係を築きます。

こうした文化芸術の力を活かし、市内に暮らす外国人市民はもとより、海外友好都市などとの国際交流を充実させ、多文化共生社会の実現に貢献していきます。





具体的
方策

6-1

海外都市との文化芸術交流の推進

市民相互の国際理解と都市間の友好をさらに深めるために、大韓民国京畿道光明市をはじめとする海外都市との音楽や伝統芸能などの文化芸術交流を推進します。

具体的
方策

6-2

日本人市民、外国人市民との交流機会の充実

日本人市民、外国人市民がともにつくる文化芸術イベントの開催や外国人市民の一般公募展への参加を促進するなど、文化芸術に係る国際交流の充実を図ります。

具体的
方策

6-3

世界の文化芸術に触れる機会の創出

日本人市民と外国人市民との相互理解を促す契機とするため、「やまと国際交流フェスティバル」などを通して、外国の文化や芸術に触れる機会をつくれます。また、日本の伝統的な文化や芸術を外国人市民に紹介する活動を推進します。



文化芸術振興の担い手と役割・モニタリング

Promoters of art and culture, and their role
Monitoring (plan progress management)

文化芸術振興の担い手と役割

モニタリング（計画の進行管理）

文化芸術振興の担い手と役割

大和市文化芸術振興条例では、市民と市が果たす役割をそれぞれ定めています。
文化芸術振興施策の一体的、総合的な推進を図るため、市や芸術文化ホール運営者の役割を明らかにするとともに、市民、文化芸術団体などに次のような役割を期待します。

施策目標	具体的方策
施策目標 1 市民の暮らしと文化芸術との つながりを深める	1-1 芸術性の高い文化芸術を鑑賞できる機会の創出
	1-2 文化芸術活動への参加を促す取り組みの推進
	1-3 文化芸術に日常的に触れることのできる取り組みの推進
	1-4 市民の主体的な文化芸術活動への支援
	1-5 文化芸術の力を生活、地域に活かす取り組みの推進
	1-6 文化芸術振興のための財源確保と基金への賛同、協力の促進
施策目標 2 地域の文化を大切に守り、 次代につなぐ	2-1 歴史的資源の保存、継承
	2-2 地域文化を知り、学ぶ機会の創出
	2-3 歴史的、文化的景観の発掘、発信
施策目標 3 すべての子どもが文化芸術に 親しめる環境をつくる	3-1 文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実
	3-2 子どもたちの才能の芽を育てる取り組みの推進
	3-3 創造活動の成果を発表する機会の創出
	3-4 子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備
施策目標 4 文化芸術の振興を牽引する 担い手を育てる	4-1 若者の創造活動への支援
	4-2 伝統文化継承者の育成
	4-3 文化芸術活動を支える人材の育成
	4-4 文化芸術連合会の活動の強化
	4-5 アーティスト登録制度の整備
施策目標 5 大和の文化芸術の魅力を 内外にアピールする	5-1 新たな文化芸術拠点の整備推進
	5-2 文化芸術に関する情報発信力の強化
	5-3 大和の文化芸術の魅力を発見できる機会の充実
	5-4 多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催
	5-5 文化芸術の振興に寄与した人の顕彰
	5-6 未来の大和文化を創出する取り組みの推進
施策目標 6 多文化共生社会の実現を目指し、 様々な文化に親しめる環境を つくる	6-1 海外都市との文化芸術交流の推進
	6-2 日本人市民、外国人市民との交流機会の充実
	6-3 世界の文化芸術に触れる機会の創出

※ ◎印は中心的な役割を果たす担い手

市民・団体 (文芸連・ 芸術家等)	学校	民間事業者・ 民間文化施設	財団・ 観光協会	芸術文化 ホール 運営者	市
○		○	○	◎	○
○				◎	○
○		○	○	◎	○
				○	◎
○		○		○	◎
○		◎		○	○
○					◎
	○		○		◎
			◎		◎
○	◎	○	○	◎	○
				◎	○
	◎	○	○	○	○
◎				○	○
○				◎	○
◎					○
				◎	◎
○					◎
○					◎
				◎	◎
				◎	◎
			◎	○	○
			◎	◎	○
					◎
○			○	○	◎
○	○		◎	○	◎
○			◎		○
○	○	○	◎		○

モニタリング（計画の進行管理）

施策目標に対応したモニタリング項目を設定し、計画の進行管理に使用します。

計画の内容については、有識者と市民で構成する文化芸術振興審議会による点検結果と計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

施策目標	項目	現状数値	目標数値
施策目標 1 市民の暮らしと 文化芸術との つながりを深める	過去 1 年間に於いて 1 回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	74.0% (2013)	80.0% (2018)
	自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	35.0% (2013)	40.0% (2018)
	文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	42.4% (2011)	56.4% (2018)
施策目標 2 地域の文化を 大切に守り、 次代につなぐ	大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合	41.5% (2011)	42.9% (2018)
	歴史文化施設の利用者数	48,339 人 (2012)	51,300 人 (2018)
施策目標 3 すべての子どもが 文化芸術に親しめる 環境をつくる	市立小学校の文化芸術鑑賞・体験 1 校あたりの実施回数	2.1 回 (2012)	2.7 回 (2018)
	市立中学校の文化芸術鑑賞・体験 1 校あたりの実施回数	1.2 回 (2012)	1.2 回 (2018)
	対話による美術鑑賞ガイドスタッフの登録者数	22 人 (2013)	50 人 (2018)
施策目標 4 文化芸術の振興を 牽引する担い手を 育てる	イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	334 人 (2013)	600 人 (2018)
	イラストレーションデザインコンペ入賞者への制作依頼件数	13 件 (2013)	30 件 (2018)
	やまと子ども伝統文化塾受講者数	418 人 (2013)	1,000 人 (2018)
施策目標 5 大和の文化芸術の 魅力を内外に アピールする	芸術文化ホール年間利用者数	—	230,000 人 (2018)
	芸術文化ホールホームページのアクセス件数	—	620,000 件 (2018)
	YAMATO ART 100 来場者数	65,092 人 (2013)	115,000 人 (2018)
施策目標 6 多文化共生社会の 実現を目指し、 様々な文化を親しめる 環境をつくる	国際交流が行われていると思う市民の割合	19.5% (2011)	30.0% (2018)
	世界料理の屋台村の認知状況	32.0% (2013)	40.0% (2018)

付属資料

Appendix

大和市文化芸術振興基本計画[第2期](案)の諮問・答申

モニタリング項目と目標数値の設定理由

大和市文化芸術振興条例

大和市文化芸術振興条例施行規則

大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕案の諮問・答申

大和市文化芸術振興審議会会長 殿

[諮問]

このことについて、大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕を策定するにあたり、別添「大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕案」について、貴審議会の意見を求めます。

平成26年2月14日

大和市長 大木 哲

大和市長 大木 哲 殿

[答申]

平成26年2月14日をもって諮問を受けました大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕案について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。計画の策定にあたっては、答申の趣旨をできる限り反映されるようお願いいたします。

平成26年3月28日

大和市文化芸術振興審議会 会長 深澤 徹

大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕案に対する意見

1 第1期計画の取り組みと成果について

○やまとコミュニティ音楽館について

「本格的な音楽」という表現がされているが、現在のコミュニティ音楽館は、良質な文化芸術を気軽に楽しんでもいただけるよう、クラシック音楽以外にも市民が親しみやすいものも多く選曲されていることから、適切な表現に改める必要がある。

2 施策目標・具体的方策について

○具体的方策 1-3「文化芸術に日常的に触れることのできる取り組みの推進」について

「日常的な場」、「楽しめる機会の充実」という記述がされているが、抽象的な表現となっており、具体的にイメージしにくいため、表現を工夫する必要がある。

○具体的方策 1-4「市民の主体的な文化芸術活動への支援」について

文中にある「適切な支援」は、個々によって様々な捉え方をされる可能性があるため、できる限り明確な表現にしておくことが望ましい。

○具体的方策 1-5「文化芸術の力を生活、地域に活かす取り組みの推進」について

「他の行政部門との連携」という記述がされているが、行政機関はもとより、企業や産業など異なる分野との連携も視野に入れた表現とすることが望ましい。

○具体的方策 3-1「文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実」について

どのような文化芸術が「本物」なのかは人によって異なるため、これに留意した文章表現とする必要がある。

○具体的方策 5-2「文化芸術に関する情報発信力の強化」について

「国籍」という表現は多様な言語に対応するという意味としては読み取れないので、これを改める必要がある。

○具体的方策 6-2「日本人、外国人がともにつくる文化芸術イベントの開催」及び

具体的方策 6-3「世界の文化芸術に触れる機会の創出」について

多文化共生を実現するためには、他国の文化を紹介することに加え、普段の生活の中での文化芸術交流が重要であることから、その方向を記述する必要がある。

大和市文化芸術振興審議会（委員名：敬称略・五十音順・答申時）

小林 三夫	ウィーンホール代表
小室 三枝子	公募市民
橋本 典子	青山学院女子短期大学現代教養学科教授
長谷川 慎	箏曲家 静岡大学教育学部助教
服部 直子	公募市民
深澤 徹（会長）	神奈川大学外国語学部国際文化交流学科教授
伏見 暢子	子ども読書活動推進会議議長
星野 俊江	大和市イベント観光協会事務局長
吉川 みちる	声楽家
米屋 尚子	日本芸能実演家団体協議会企画部・政策推進室長

モニタリング項目と目標数値の設定理由

項目	計算式等	現状数値	目標数値	目標値の設定理由
過去1年間において1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	74.0% (2013)	80.0% (2018)	2013年アンケート調査において、文化芸術を鑑賞していない市民は若い世代に多いことが分かったため、芸術文化ホールなどで子ども、親子、若者などを対象とした鑑賞事業を展開し、10人中8人が文化芸術を鑑賞している状態にすることを目標としました。
自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	35.0% (2013)	40.0% (2018)	2013年アンケート調査において、文化芸術活動を行っていない市民は若い世代に多いことが分かったため、この年代の発表の機会を増やす取り組みを進め、毎年1%ずつ伸ばすことを目標としました。
文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	42.4% (2011)	56.4% (2018)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年2%ずつ増加させることを目標としました。
大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	41.5% (2011)	42.9% (2018)	文化財に対する関心を高める取り組みを進め、毎年0.2% (約500人) ずつの増加を目標としました。
歴史文化施設の利用者数	郷土民家園＋つる舞の里歴史資料館＋下鶴間ふるさと館利用者（入園者・入館者）数	48,339人 (2012)	51,300人 (2018)	郷土民家園、つる舞の里歴史資料館、下鶴間ふるさと館の入園・入館者数を前年度より1%増やすことを目標としました。
市立小学校の文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数	文化芸術鑑賞・体験授業の年間実施回数合計／全市立小学校数	2.1回 (2012)	2.7回 (2018)	対話による美術鑑賞授業を全校実施した場合の件数を見込み、目標値を設定しました。
市立中学校の文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数	文化芸術鑑賞・体験授業の年間実施回数合計／全市立中学校数	1.2回 (2012)	1.2回 (2018)	中学校は小学校と比べ、芸術教育授業を実施できる時間数が少ないことから、現状を維持していくことを目標値として設定しました。
対話による美術鑑賞ガイドスタッフの登録者数	対話による美術鑑賞ガイドスタッフの登録者数の累計	22人 (2013)	50人 (2018)	全ての市立小学校にガイドスタッフを必要な時に、必要な人数を派遣できるよう、2018年度における目標値を50人としました。

項目	計算式等	現状数値	目標数値	目標値の設定理由
イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	イラストレーションデザインコンペに応募した人数の合計	334 人 (2013)	600 人 (2018)	入賞者の作品を屋外空間で活用するなど、コンペの知名度を高める取り組みを進め、毎年 50 人ずつ増加させることを目標としました。
イラストレーションデザインコンペ入賞者への制作依頼件数	イラストレーションデザインコンペ入賞者にイラスト制作を依頼した年間件数	13 件 (2013)	30 件 (2018)	毎年、3 件ずつ増やしていくことを目指し、目標値を設定しました。
やまと子ども伝統文化塾受講者数	やまと子ども伝統文化塾の受講者数の累計	418 人 (2013)	1,000 人 (2018)	過去 3 年間の平均受講者数（130 人程度）を踏まえ、2018 年度までに日本の伝統文化を修得した子どもを 1,000 人とすることを目標としました。
芸術文化ホール年間利用者数	芸術文化ホール（メインホール・サブホール・ギャラリー・マルチスペース）利用者数	—	230,000 人 (2018)	近隣市における類似施設の実績を参考に、芸術文化ホールの開館初年度を 180,000 人とし、2018 年度は、大和市民すべてが芸術文化ホールを利用している状態にすることを目標としました。
芸術文化ホールホームページのアクセス件数	芸術文化ホールのホームページにアクセスした件数の累計	—	620,000 件 (2018)	芸術文化ホールの年間利用者数の目標（2016 年度：180,000 人、2017 年度：210,000 人、2018 年度：230,000 人）にあわせ、その合計を目標値としました。
YAMATO ART 100 来場者数	YAMATO ART 100 として採用した文化芸術イベントの総来場者数	65,092 人 (2013)	115,000 人 (2018)	大和市民の 2 人に 1 人が文化芸術に触れている状態にすることを目標としました。
国際交流が行われていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	19.5% (2011)	30.0% (2018)	第 1 期計画期間中における目標値の達成状況を踏まえつつ、今後、外国人支援ネットワークが進むと考え、2018 年度における目標値を 30% としました。
世界料理の屋台村の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	32.0% (2013)	40.0% (2018)	国際化協会と協力して本イベントの魅力を P R し、2018 年度までに 40% の市民に認知されている状態にすることを目標としました。

大和市文化芸術振興条例

(目 的)

第 1 条 この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、第 2 条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

(子どものための施策推進)

第 5 条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

(多文化共生のための施策推進)

第 6 条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

(文化芸術振興基本計画)

第 7 条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

(文化芸術振興審議会)

第 8 条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。

3 審議会が必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員数は 10 人以内とする。

(顕 彰)

第 9 条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

(委 任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

大和市文化芸術振興条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、大和市文化芸術振興条例（平成21年大和市条例第26号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の所掌事務)

第2条 条例第8条に規定する大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化芸術振興基本計画の策定、改定及び進行管理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 文化芸術の振興に関する重要な施策等につき、市長に対し意見を述べること。
- (3) 文化芸術の振興のための表彰に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委 員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の文化芸術活動団体において活動する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(顕彰の対象)

第9条 条例第9条の規定による顕彰は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化芸術賞 文化芸術の分野における活躍が顕著で、その功績を称えることが、市の文化芸術振興に寄与するものと認められるものに対して表彰する。
 - (2) 文化芸術振興賞 市の文化芸術振興に長きにわたって貢献し、その功績を称える必要があると認められるものに対して表彰する。
 - (3) 文化芸術未来賞 未来の活躍が期待され、その活動を称えることが、受賞者の活動を後押しし、ひいては市の文化芸術振興に貢献すると期待できるものに対して表彰する。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市の文化芸術振興に寄与するものと市長が認めるものについて表彰するものとする。
(被表彰者の選考)

第10条 被表彰者の選考は、市長の部局又は文化芸術活動団体の推薦に基づき、市長が審議会の意見を聴いた上で決定する。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

- 2 表彰は、毎年、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）第2条に規定する文化の日に行う。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

(庶 務)

第12条 審議会及び表彰の庶務は、文化振興主管課において処理する。

(委 任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

大和市文化芸術振興基本計画〔第2期〕

Basic Plan to Promote
Art and Culture of Yamato City [2nd period]

2014年5月発行

発行・編集 大和市文化スポーツ部文化振興課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

Tel.046-260-5222 Fax.046-263-2080

e-mail: bu_bunka@city.yamato.lg.jp

URL: <http://www.city.yamato.lg.jp/web/shakai/index.html>

禁無断転載